

・この通知書は、毎年6月上旬に納税義務者あてに送付します。

・公的年金から特別徴収税額がある方、口座振替の登録をいただいている方に通知する様式です。

(特別徴収・口座振替用)

市民税・県民税・森林環境税税額決定兼納税通知書

市民税・県民税・森林環境税額を下記のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

納税義務者	
世帯番号	通知番号
年金の種類	公的年金から特別徴収する年金の種類
支払者名称	
法人番号	

振替口座	
金融機関	口座振替する金融機関や口座番号など
口座種別	
口座義人	
納付区分	前納は7月1日に口座振替となります。

※振替納付の申し出をいただいておりますので、今一度預金残高を確認してください。

①普通徴収税額 (税額に記載のある方は口座振替となります。)	
期別	税額(円)
分	普通徴収税額のうち期別ごとの税額と納期限
分	
分	
分	

お問合せ先
次年度のうち、仮徴収期間である4月、6月、8月に年金から仮徴収される税額です。 仮徴収とは、次年度の税額が決定される間に、仮に徴収される税額です。税額が決定したら、10月、12月、2月の本徴収する税額で調整します。

①公的年金からの特別徴収税額 (年金支払時に年金支払者が徴収)	
徴収月	税額(円)
4月	公的年金から特別徴収される税額
6月	
8月	
10月	
12月	
2月	
翌年度	仮徴収額(円)
4月	
6月	
8月	

※公的年金特別徴収対象者のみ

通知番号	所得金額		所得控除額	総所得	④市民税	⑤県民税	【市民税税額控除】	
総合課税所得の内訳	給与収入金額	総合課税所得	雑損控除	所得控除	山林所得	③課税標準額に税率を乗じた額	⑥項目	控除額
	給与所得(所得金額農林所得控除)							
	営業所得							
	農業所得							
	不動産所得							
	利子所得							
	配当所得							
	公的収入金額							
	年金等所得金額							
	業務所得							
	その他所得							
	雑所得							
	短期・長期・一時所得							
	損失の繰越控除額							
	総所得金額	総所得	③課税標準額	⑥均等割額	⑨森林環境税額	⑩年税額	【年税額】 今年度1年間の市・県民税と森林環境税の合計額	
山林所得	山林所得	(所得-所得控除)で算出した金額の千円未満を切捨てた額	配偶者扶養控除	⑦給与特別徴収税額	⑦給与特別徴収税額	【給与特別徴収税額】 年税額のうち、給与から引ききされる税額		
分離短期譲渡所得	分離短期譲渡所得		有無老	⑧年金特別徴収税額	⑧年金特別徴収税額	【年金特別徴収税額】 年税額のうち、年金から引ききされる税額		
分離長期譲渡所得	分離長期譲渡所得		特定人	普通徴収税額	普通徴収税額	【普通徴収税額】 年税額から特別徴収税額を差引いた額...金融機関等で納付しいただく額		
株式等譲渡所得	株式等譲渡所得		老人	控除不足額	控除不足額			
上場株式等の配当所得	上場株式等の配当所得		その他人	⑨普通徴収納付税額	⑨普通徴収納付税額			
先物取引所得	先物取引所得		その他人	還付額	還付額			
特例肉用牛所得	特例肉用牛所得		本人該当事項					

※「市民税・県民税・森林環境税について」・「控除の種類」は裏面に記載しています。「市民税・県民税」を総じて「住民税」といいます。